

**【変更内容】**

**対象者の追加**

重度障がい者医療については、精神障がい者保健福祉手帳1級の方、難病法の助成対象者及び特定疾患医療受給者のうち、障がい年金1級相当の方または特別児童扶養手当1級相当の児童、現行で老人医療費助成を受けている重度障がい者の方も利用できるようになります。

ひとり親家庭医療については、裁判所からDV保護命令が出されたDV被害者、現行で老人医療費助成を受けているひとり親家庭の親または養育者の方が利用できるようになります。

**整理・統合による移行**

老人医療については、重度障がい者医療費助成制度とひとり親家庭医療費助成制度に統合されますが、この2制度における対象者(変更後)の条件を満たさない方は対象外となります。(平成30年3月末までに資格認定されている方は、平成33年3月末まで助成対象となります。)

なお、平成33年3月末までの間に現行の老人医療費助成制度の対象者の条件を満たさなくなった場合は、その時点で対象外となります。

**一部自己負担額の変更**

平成30年4月診療分から、一日の負担額は1医療機関ごとに最大500円(治療用装具を含む)となり、一か月の負担日数は日数上限なしになります。また、今まで本人負担なしとなっていた、薬局での負担も一か月の負担日数は日数上限なしで1薬局1日あたり500円となりますが、一か月の負担上限額は、薬局での負担を含む医療費と訪問看護利用料合算で3,000円になります。

**助成範囲の変更**

重度障がい者医療・老人医療では、精神病床への入院医療費が助成対象外となります。(平成30年3月末までに資格認定され、4月以降も継続して資格認定されている方は、平成33年3月末まで助成対象となります。)

ひとり親家庭医療・こども医療・老人医療では、訪問看護利用料が新たに助成対象となります。

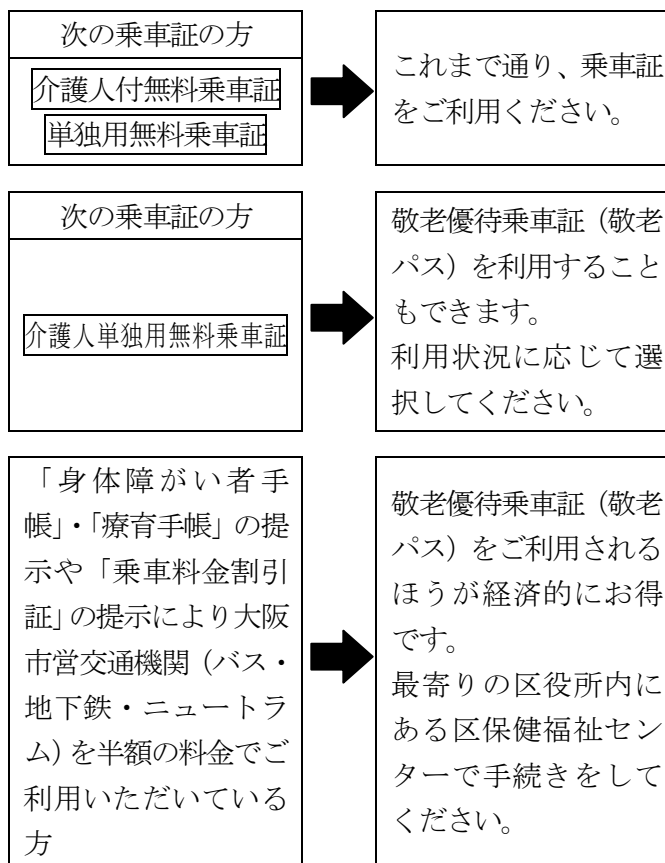
これらの制度の詳細については、大阪市からのご案内をご覧ください。

**平成30年7月から敬老優待乗車証(敬老パス)の制度が変わります**

大阪市では、大阪市内にお住まいの70歳以上の方のうち、年1回3,000円の負担金を納付された方に、大阪市営交通機関(バス・地下鉄・ニュートラム)を1回の乗車につき50円の負担で利用できる「敬老優待乗車証(敬老パス)」を発行しています。

今回、一部制度が変更となり、平成30年7月からは、年1回3,000円の利用者負担が廃止されますが、対象者、ご利用いただける交通機関、1回の乗車につき50円の負担等については変更ありません。

なお、70歳以上で敬老優待乗車証(敬老パス)をお持ちでない方には、大阪市福祉局から案内文と申請書が郵便で届いていると思いますが、障がいのある方に公布されている乗車証をお持ちの方は、その乗車証の種類によって手続きが異なります。



これらの制度の詳細については、大阪市からのご案内をご覧ください。

また、大阪市では専用のコールセンターを設け、電話での問い合わせも受け付けています。

**福祉局 高齢者施策部 いきがい課 コールセンター**

電話番号：06-6123-7523

受付時間：平日 午前9時～午後5時30分